

# 失敗から学ぶ企業再生

## 経営者の「甘さ」は命とり

昨年度の企業倒産件数は、前年度比12%増の1万6146件と高水準に達した。米国発の金融危機だから、100年に1度の世界不況だからと、まるで「天災」のような論調が目立つが、真の原因が天災のあり得ること、それに備えることを忘れた経営者の「甘さ」にあることは言うまでもない。

私は常々「倒産はすべて経営者の甘さから起きる」と言っている。八起会の中にも、だまされたり詐欺にあったり、安易にもうけ話に乗ったり連帯保証人になったりと、甘い体質を突かれて倒産を余議なくされた会員が少なくない。そこまででなくても、社員教育やリストラに腰が引けたり、手形や借入れに無警戒だったり、小さな甘さが大きな墓穴につながるケースは枚挙にいとまがない。

ただ、ひと口に甘さといっても、甘い経営者は自分を見つめる目も甘いので、なかなかその甘さに気付きにくい。そこで必要になるのが自分の甘さを指摘してくれる「他人」である。私が「師匠をつくること」「自分よりレベルの高い人たちと交わること」と強調するのもそのためにほかならない。

わが会員で見事に自分の甘さを克服した二人の例を紹介しよう。一人は倒産経験者だが、もう一人は創業から順調な経営が続いている。前者は倒産後、その原因が自分の計数管理の甘さと、数値をすべて経理マンに丸投げしていた

ことにあったと気づき、倒産してから夜間の簿記学校に通って自らの甘さを克服し、見事に再起を果たした。

一方、後者は毎晩「甘さ日記」を付けている。その日あったことをすべて反省し、その中に経営者として甘さがあればそれをメモに残し、二度と同じ過ちを繰り返さないように自戒している。例えば「社員のミスはその場で注意すること」とか、「今日は得意先に妥協しすぎた。次は改めるべし」というようにである。この「甘さ日記」は大いに参考とすべきであろう。

### 八起会 会長 野口 誠一

野口 誠一／のぐち・せいいち

1930年東京生まれ。日本大学卒。55年に玩具メーカーを設立。急成長を遂げたものの、ドルショックと放漫経営がたたり77年に倒産。翌78年「倒産者の会」設立を呼び掛け「八起会」を起こす。「倒産110番(03-3835-9510)」を中心に、再起・整理・人生相談まで無料奉仕。著書に「修羅場の間人学」(東洋経済新報社)、「こんな社長が会社をつぶす!」(日本実業出版社)、「幸せをあきらめない」(致知出版社)、「家族の力」(祥伝社新書)など

## 融資制度案内

### 舞鶴市中小企業融資制度

舞鶴市では、市内に主たる店舗、工場、事業所を有する中小企業者で、同一の事業を1年以上営む方を対象に、運転資金、設備資金を低利でご利用いただける融資制度をご用意しております。

#### ●舞鶴市中小企業資金融資制度(略称:マル舞)

「融資利率1.8%」「保証料補給」「無担保・無保証人」

資金用途:運転資金及び設備資金

融資限度額:1,000万円以内

融資期間:8年以内

融資利率:年1.8%

保証人担保:保証協会の保証が必要、連帯保証人・担保は不要(ただし、法人代表者の連帯保証は必要)

借換要件:市融資制度に限り借換可能(既存借入を1年以上返済していること)

#### ●中小企業経営改善借換特別融資制度(略称:舞換)

「融資期間最大10年以内」「借換要件緩和」

急激な経済情勢の悪化に伴い、業況が悪化している方で、京都信用保証協会、金融機関の指導を受けて経営の安定化を図ろうとする方は舞鶴市中小企業融資制度(マル舞)の融資期間を最大10年以内にする事ができます。また、1ヶ月以上の返済実績で借換が可能です。

#### ●中小企業緊急無利子融資制度(略称:舞ゼロ)

「無利子」「無担保・無保証人」「保証料全額補給」

急激な経済情勢の悪化に伴い、業況が悪化している方で、京都信用保証協会、金融機関の指導を受けて経営の安定化を図ろうとする方を対象に無利子でご利用いただける融資制度です。また、保証料を市が全額補給します。(制度実施期間:平成21年9月30日まで)

資金用途:運転資金

融資限度額:300万円以内(既に「マル舞」のご利用がある場合は、既存借入額と合わせて1,000万円以内を限度額とします)

融資利率:0%(基準利率年1.8%は舞鶴市が金融機関に補給。ただし、約定返済以外に発生する利息(延滞利息等)は、利用者の負担となります)

保証人担保:保証協会の保証が必要、連帯保証人・担保は不要(ただし、法人代表者の連帯保証は必要)

その他:既存借入からの借換は不可

#### — 申込資格 —

市内に所在する中小企業者であること。

融資申込日現在において、市内で1年以上継続して事業を行っていること。

市税について滞納がないこと。

京都信用保証協会の保証対象業種であること。

手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。

不渡り後、6か月以上経過していること。

保証協会の求償債務がないこと及びその保証人でないこと。

保証協会の求償債務完済後、6か月以上経過していること。

保証協会の保証債務の返済が延滞していないこと及びその保証人でないこと。

(お問い合わせ) 舞鶴市産業振興部観光商業課 TEL 0773-66-1024

### 京都府中小企業融資制度

あんしん借換融資(中小企業緊急資金対策融資)		いきいき経営改革サポート制度
融資限度額	2億8000万円 (うち原則として無担保8000万円)	
融資利率	1.8%	
その他	保証協会の保証が必要 融資残高の借換が可能	
融資期間	◆10年以内	
<small>・この他、京都府では、中小企業融資制度を各種設けております。 ・ご利用については、制度融資取扱金融機関、舞鶴商工会議所、舞鶴・綾部ビジネスサポートセンター、中丹広域振興局までご相談下さい。</small>		<small>京都府の融資制度を利用される際、商工会議所等の経営指導を受けることで、保険料率が0.2~0.3%引き下げられます。</small>

(お問い合わせ) 京都府中丹広域振興局商工労働観光室 TEL 0773-62-2506